

平成24年5月30日

各地商工会議所 会員企業 各位

日本商工会議所

**日中国交正常化40周年記念事業『日中交流博覧会 Week2012』（北京）  
見本市出展者募集・説明会ご案内について**

本年9月、日中国交正常化40周年記念事業の一環として、北京で日中両国企業間の貿易の増大と販路拡大等を目的とした2つの見本市「日中交易 EXPO2012」、「Japan Brand EXPO2012」が開催されます。同見本市は、海外で主催する国際見本市・展示会に実績のある㈱ファーストをはじめ、日本国際貿易促進協会や日中投資促進機構等による実行委員会が主催・運営するもので、当所も本事業を後援いたします。

同見本市は、中国への新規進出や新たな取引先（輸出先）の開拓等を企図される中小企業にとって大変貴重な機会となることから、より多くの中小企業が出展の機会を得られるよう主催者と協議した結果、このたび別紙のとおり、商工会議所会員中小企業向けの特別出展料金をご用意いただけることになりました。是非とも本見本市にご出展いただきますようご案内申し上げます。なお、同見本市には、幅広い産業分野から出展者が集い、会期中は多くの来場者（5万人以上の見込み）を対象にセミナー等の併催行事も行われます。

また、出展希望者を対象に説明会を開催いたしますので、開催概要、特別出展料金をご覧いただき、参加を希望される方は、下記申込書に所定事項をご記入のうえ、ファクシミリにて6月15日（金）までに当所宛にお申し込みください。本説明会に出席できない方でも出展は可能ですので、下記申込書の該当箇所に○印をつけてお送りください。なお、正式な出展申込みは同説明会後の受け付けとなります。

**【出展説明会】：**

**日 時：6月21日（木）午後2時～3時**

**会 場：新国際ビル9階「日本交通協会・会議室」（東京都千代田区丸の内3-4-1）**

※申し込み者の所在地の構成によっては東京以外での開催も検討しますので、実施の際は別途、申し込み者の方々にご案内申し上げます。

（本件についての問い合わせ先）

日本商工会議所国際部 担当：木島、石井、小山

TEL 03-3283-7532

日本商工会議所国際部 行き FAX 03-3216-6497

**日中国交正常化40周年記念事業『日中交流博覧会 Week2012』  
商工会議所会員中小企業向け出展説明会 参加申込書**

貴社名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_ 所属商工会議所名： \_\_\_\_\_

参加者・役職： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

Eメール： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

※出展を希望される方で本説明会に参加できない方には追って、出展申込書等を送付いたします。これに該当する方は右カッコ内に○印をつけてください。 ⇒ ( )

## 「日中交流博覧会 Week 2012 開催概要」

1. 期 日： 2012年9月6日（木）～9日（日）

◆日中交易 EXPO 2012： 2012年9月6日（木）～8日（土）

〈特徴〉日中の多様な産業を集結し、商談、情報交流を通じて日中企業・団体双方の貿易増大、販路拡大を図る商談重視の見本市。（B to B 中心）

【出展対象】機械設備、自動車、家電・OA機器、情報通信、電気・ガス・水道、金融・保険、医療・福祉、娯楽、宿泊・飲食、運輸・輸送、サービス、土木・建築

◆Japan Brand EXPO 2012： 2012年9月6日（木）～9日（日）

〈特徴〉世界的人気の高いクールジャパンを主力カテゴリーとし、日本独自の文化、製品など、ジャパンプランドを総動員した見本市。（B to C 中心）

【出展対象】ファッション、日用品、食品、観光、教育・留学、就職・人材、アニメ・ゲーム・音楽・映画、伝統文化、地域・産業振興、ベビー&キッズ、ペット、住宅・設備、サービス

2. 会 場：中国ナショナルコンベンションセンター（住所：北京市朝陽区天辰東路7号）

3. 主 催：「日中交流博覧会 Week 2012」実行委員会

日本国際貿易促進協会、一般社団法人日中経済貿易センター、日中投資促進機構、社団法人日中協会、俳優 矢野浩二、㈱ファースト（事務局）

4. 後 援：（日本）日本商工会議所、外務省、経済産業省、農林水産省、総務省、観光庁、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、他  
（中国）国家発展改革委員会、商務部、外交部、工業情報化部、教育部、国家旅遊局

### 5. 会員中小企業向け特別出展料金

3つの出展プランを用意しております。料金等については別紙をご覧ください。

なお、料金設定における中小企業者とは、中小企業基本法による定義に該当する事業者となります。

「中小企業者」

〈製造業その他〉

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

〈卸売業〉

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

〈小売業〉

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

〈サービス業〉

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

「小規模事業者」

〈製造業その他〉 従業員20人以下

〈商業・サービス業〉 従業員5人以下

### 〈出展物の輸送手続きや航空券・宿泊施設、通訳者等の手配について〉

本見本市のオフィシャル・エージェント（日本企業）が指定されておりますので、必要があればご活用ください。なお、その場合の委託料等は出展料金には含まれませんので、別途お支払いが必要となります。詳細は、出展説明会の時にご案内いたします。

### 〈参考〉

当所経路による出展企業が相当数にのぼった際は、会期中、同会場内において当所主催にて、中国既進出日系企業やローカル企業とのビジネス交流会、または各種ビジネスセミナーを企画する予定です。